

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正

刑事手続等において取り扱う書類について電磁的記録による作成・管理・利用を可能とすることに伴う独占禁止法の所要の改正を含む「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が、令和7年2月28日、第217回通常国会に提出された。

第2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い必要となる関係政令等の整備

令和5年4月28日、第211回通常国会において可決・成立し、同年5月12日に公布されたフリーランス・事業者間取引適正化等法は、令和6年11月1日に施行された。

また、フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い必要となる関係政令及び公正取引委員会規則についても、同法の施行日である令和6年11月1日に施行された。

(1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令

フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項の政令で定める期間を1か月とすること等を内容とする「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令」が制定された（令和6年政令第200号。令和6年5月31日公布、同年11月1日施行）。

(2) 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定する明示をするときに示さなければならない事項を定めること等を内容とする「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」を制定した（令和6年公正取引委員会規則第3号。令和6年5月31日公布、同年11月1日施行）。

第3 スマホソフトウェア競争促進法の制定等

1 スマホソフトウェア競争促進法の制定

我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）の提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」が、令和6年4月26日、第213回通常国会に提出された。同法律案は、同年5月23日に

衆議院において可決され、同年6月12日に参議院において可決され、成立し、同月19日に公布された（令和6年法律第58号）。

スマホソフトウェア競争促進法は、規制対象事業者の指定に関連する規定等を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。規制対象事業者の指定に関連する規定については、公布の日から起算して6月を経過した日である令和6年12月19日に施行された。

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に向けて、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」を開催する（詳細は第11章第3を参照）など、関係政令及び公正取引委員会規則の整備を進めている。

2 スマホソフトウェア競争促進法の一部施行に伴い必要となる関係政令等の整備

スマホソフトウェア競争促進法の規制対象事業者の指定に関連する規定の施行に伴い必要となる関係政令及び公正取引委員会規則についても、当該規定の施行日である令和6年12月19日に施行された。

(1) スマホソフトウェア競争促進法指定基準政令

特定ソフトウェア事業者の指定に係る事業の規模について、年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されている各特定ソフトウェア（検索エンジンについては、検索エンジンを用いた検索役務）を月1回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が4000万人とすること等を内容とするスマホソフトウェア競争促進法指定基準政令（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令」）が制定された（令和6年政令第376号。令和6年12月13日公布、同月19日施行）。

(2) スマホソフトウェア競争促進法施行規則

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の指定等に関する必要な手続を定めること等を内容とするスマホソフトウェア競争促進法施行規則（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則」）を制定した（令和6年公正取引委員会規則第5号。令和6年12月13日公布、同月19日施行）。

第4 下請法改正法案の国会提出

公正取引委員会は、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、令和6年7月以降、関係有識者からなる「企業取引研究会」を中小企業庁との共催で6回開催した。また、同研究会における議論を経て、「企業取引研究会報告書」を取りまとめ、同年12月25日に公表した。

同報告書の提言等を踏まえ、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、下請法について、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずること等を内容

とする「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が、令和7年3月11日、第217回通常国会に提出された。

○令和6年12月25日公表「「企業取引研究会報告書」に対する意見募集について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225_kigyotorihiki_repot.html



○令和7年3月11日公表「「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」の閣議決定等について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14139804/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html



第5 その他所管法令の改正

1 公正取引委員会事務総局組織令等の改正

スマホソフトウェア競争促進法の施行に伴う執行体制の強化等のため、公正取引委員会は、以下のとおり公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）等の改正を行った。

(1) 公正取引委員会事務総局組織令の改正

事務総局の官房に置かれるデジタル・国際総括審議官を新設すること、官房に置かれる参事官を一人増員すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第148号。令和7年4月1日公布、同日施行））。

(2) 公正取引委員会事務総局組織規則の改正

事務総局の官房総務課に置かれる企画官を一人増員すること、経済取引局取引部企業取引課に置かれる企画官を一人増員すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織規則（昭和53年総理府令第10号）の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第39号。令和7年4月1日公布、同日施行））。

第6 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該

行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法上及び競争政策上の問題が生じないよう、当該行政機関と調整を行っている。